

合併市に関する調査

記入月日：平成16年10月7日

基礎情報

| | |
|--------------|---|
| 都道府県・市名 | 愛媛県・東温市（とうおんし） |
| 合併期日 | 平成16年9月21日 |
| 合併形式 | 新設合併 |
| 住所（旧市町村名も記載） | 愛媛県東温市見奈良530番地1（旧重信町） （旧重信町：愛媛県温泉郡重信町大字見奈良530番地1） （旧川内町：愛媛県温泉郡川内町大字南方286番地） |
| 人口（合併直近の国調） | 34,701人 |
| 面積 | 211.45平方キロメートル |
| 議員定数 | 24名 |
| 関係市町村名 | 重信町、川内町 |

関係市町村合併直前の状況

| 関係市町村 | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|--------|----------------------|--------|----------|
| | | 重信町 | 23,143 | 100.59 | 18 |
| | 川内町 | 11,350 | 110.86 | 16 | 24.16 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | - | 34,493 | 211.45 | 34 | - |

関係市町村の財政状況 *数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算（6月補正）

| 関係市町村 | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|------------|-----------|-----------|------------|-------|
| | | | 地方税 | 地方交付税 | | |
| | 重信町 | 7,643,038 | 2,050,598 | 1,530,000 | 6-4、乙-3 | 0.565 |
| | 川内町 | 4,465,729 | 1,145,141 | 1,223,282 | 3-2、乙-2 | 0.49 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | - | 12,108,767 | 3,195,739 | 2,753,282 | - | - |

合併の概要

| | | |
|----------------|---|------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日：平成15年3月27日 | 解散年月日：平成16年9月20日 |
| 内容 | 市となるべき要件を「人口3万人以上有することのみ」とする特例の適用期限である平成17年3月31日までとする。合併協議の進捗状況をもとに県や国の事務処理期間を考慮する。庁舎配置の変更や電算システムの統合等新市業務が円滑に実施されるよう休み明けとする。 | |
| 住民発議について | 無 | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：平成17年度から平成26年度 | |
| 基本計画の主要項目 | 地球と共存する快適環境のまちづくり 人にやさしい健康福祉のまちづくり 心豊かに学びあう文化創造のまちづくり 創造性と活力ある産業が育つまちづくり 新たな出会いと飛躍を支える都市基盤づくり ともに生きともに築く協働のまちづくり | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | 旧重信町庁舎を本庁とし、旧川内町庁舎を支所とする | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 | 回答 1 |
| 議会の議員の定数に関する特例 | 無 | 有の場合： - 名 |
| 議会の議員の在任に関する特例 | 無 | 有の場合： - 年 - ヶ月 |
| 議会の議員の報酬額 | 月額：30万円 | |
| 地域審議会の設置について | 有 | |
| 内容 | 旧町を単位とした地域審議会を設置 委員は、公共的団体の役職員等及び学識経験者の内から15名以内をもって組織する。 任期は2年とする。 設置の期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。 | |
| 地方税に関する特例 | 適用しない。 | |
| 内容 | なし | |
| 合併特例債発行限度額（億円） | 約92.9億円 | |

その他

| | |
|---------|---|
| 協議された事項 | 主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等） |
| | 町、字の区域及び名称の取扱い 事務組織及び機構の取扱い 行政区・自治会の取扱い（行政区・組及び自治活動推進事業、集会所施設等の整備計画） 消防団の取扱い（組織及び人員、消防団に関する費用等） 使用料及び手数料の取扱い 各種団体等への補助金、交付金の取扱い（各種団体補助金、各種事業補助金） 介護保険事業の取扱い（介護保険料、納期、介護保険サービス事業） 保健事業の取扱い（予防事業、保健事業等） 衛生事業の取扱い（塵埃処理、し尿処理、環境関連等事業） 下水道事業の取扱い（受益者負担金、使用料、普及促進、排水設備等、企業会計への移行等） |
| | 残された課題について、箇条書きでご記入ください。 |
| | 敬老年金の支給に関する取扱い 防災行政無線戸別受信機の取扱い等 |